

# 障害者のテレワーク推進のため 「障害者トライアル雇用制度」を拡充します

テレワークによる勤務を行う場合、トライアル雇用期間を6か月まで延長可能

「トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）」とは、障害者を原則3か月間（精神障害者は最大12か月間）試用雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のミスマッチを防ぎ、早期就職の実現・雇用機会の創出を目的とした制度です。

障害者のテレワークは、以下のような点から、今後一層ニーズの高まると予想されます。

- ・障害特性により通勤が困難な者や在宅勤務を希望する者等が、能力を発揮できる方法として
- ・ポストコロナへの対応として

しかし、個々の障害者が、企業ごとに異なるテレワーク環境に適応できるか見極めるには、3か月では期間が足りない場合があります。

そこで、令和3年度からは以下のとおり、障害者トライアル雇用制度を拡充します。

## 拡 充 内 容

**1 テレワークによる勤務を行う場合は、原則3か月※のトライアル雇用期間を最長6か月まで延長できます。**

※ 精神障害者は現行でも最大12か月までトライアル雇用期間を延長できるので、精神障害者については今回の拡充による変更はありません。

**2 「テレワークによる勤務」とは、対象労働者の1週間の所定労働時間の2分の1以上、情報通信技術を活用して勤務※していることをいいます。**

※ 在宅またはサテライトオフィスで勤務を行うものに限ります。

**3 支給額の変更はなく、期間延長分の支給はありません。**

■ 身体障害者・知的障害者等を雇用する場合：月額最大4万円×最大3か月※

※ テレワークによる勤務を行う者で3か月を超えて障害者トライアル雇用をする場合も、当該3か月を超えた期間は支給対象期間となりません。

■ 精神障害者を雇用する場合：月額最大8万円

（最大8万円×3か月、その後4万円×3か月）

※ 支給申請期間は、トライアル雇用期間が3か月以下の場合、トライアル雇用期間が終了した日、トライアル雇用期間が3か月より長い場合は、トライアル雇用を開始してから3か月经過後又はトライアル雇用期間が終了した日から2か月以内。

詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。